

附属機関等の会議開催予定通知書

会議の名称	令和6年度 山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会	
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「山口県犯罪被害者等支援推進計画」の進行状況について ○ 県、警察の犯罪被害者等支援の取組状況について ○ 民間犯罪被害者等支援団体の取組状況について ○ 今後の取り組むべき課題等について 	
日 時	令和6年11月8日(金曜日) 10:30から11:30まで	
場 所	山口県庁4階 共用第4会議室	
公開状況	公開	<input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 非公開
部分公開の場合 その区分	公開部分	環境生活部長あいさつ
	非公開部分	環境生活部長あいさつ終了後
非公開部分について の理由	山口県情報公開条例第23条第1号該当 (情報公開条例第7条第1号の個人情報扱う会議のため)	
傍聴人の定員	5人	
会議開催前の報道 発表等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり (11月1日予定) ・ なし	
傍聴の受付	当日、会場において10:00から先着順で受付を行う。	
※傍聴に当たっては、傍聴要領を遵守してください。		
担当課名等	県民生活課地域安心・安全推進班 電話番号(083)933-2619(直通)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たり、守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。（オンライン会議の場合、傍聴者の音声・ビデオはオフとします。）
- (2) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 会議の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) その他、会議場では、会長の指示に従うこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方が2に掲げる事項に違反したときは、注意し、なお従われないときは、退場していただく場合があります。
- (2) 会議開催中、会場の秩序の維持ができなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要性が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。